

笑寿苑

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

利用料金

「従来型個室」～1日あたりの利用料金～

(単位:円)

	介護サービス費	夜勤職員配置加算(I)口	サービス提供体制強化加算(I)	介護職員等処遇改善加算(I)	居住費	食費	合計	送迎加算(片道の料金)
要支援 1	451	/	22	66	1,231	1,445	3,215	※ 184
要支援 2	561			82			3,341	
要介護 1	603	89		3,403				
要介護 2	672	99		3,482				
要介護 3	745	109		3,565				
要介護 4	815	119		3,645				
要介護 5	884	129		3,724				

「多床室」(空床利用の場合)～1日あたりの利用料金～

(単位:円)

	介護サービス費	夜勤職員配置加算(I)口	サービス提供体制強化加算(I)	介護職員等処遇改善加算(I)	居住費	食費	合計	送迎加算(片道の料金)
要支援 1	451	/	22	66	915	1,445	2,899	※ 184
要支援 2	561			82			3,025	
要介護 1	603	89		3,087				
要介護 2	672	99		3,166				
要介護 3	745	109		3,249				
要介護 4	815	119		3,329				
要介護 5	884	129		3,408				

・介護職員等処遇改善加算(I)は、介護サービス費の合計額に14.0%を乗じた額です。

・合計額は目安となっております。ご利用状況(利用日数、加算等)により増減致しますので予めご了承下さい。

※食費について

食費は一食毎の請求となります。(朝食)270円 (昼食)700円 (夕食)475円 (一日あたり)1,445円

※送迎範囲について

原則、雲南市(掛合町を除く)としますが、区域外のご利用の方につきましては、別途料金(区域を超えた地点から50円/Km)を頂く場合があります。その際は、事前に相談させて頂きます。

・利用者負担段階に応じて、滞在費・食費の負担額が軽減されます。(これには、申請が必要です)

《利用者負担段階》

第1段階	・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者
第2段階	・市町村民税世帯非課税であって、年金収入等80万円以下の方
第3段階①	・市町村民税世帯非課税であって、年金収入等80万円超120万円以下の方
第3段階②	・市町村民税世帯非課税であって、年金収入等120万円超の方
第4段階	・上記以外の方

*年金収入等＝公的年金等収入額(非課税年金を含みます)＋その他の合計所得金額。

*年金収入等以外に、補足給付の預貯金要件があります。